

I L O

家庭責任をもつ婦人の雇用に関する勧告（第二百二十三号）

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに招集されて、千九百六十五年六月二日にその第四十九回会期として会合し、

多数の国において、労働力の不可分かつ重要な部分として家庭を離れて労働する婦人の数が増加している事実に留意し、

これらの婦人の多くは、その家庭と労働とに対する二重の責任を調和させる必要から生ずる特殊な問題に直面していることにさらに留意し、

これらの問題の多くは、家庭責任をもつ婦人労働者の雇用機会に特に関係するものであるけれども、他の労働者にも関係するものであり、また、一日及び一週の労働時間の漸進的短縮のようなすべての労働者に影響する措置によつて相当地に緩和することができるものであることに留意し、

家庭責任をもつ婦人の直面する特殊な問題の多くは、婦人労働者に特有の問題ではなく、その家庭及び社会全体の問題であることにさらに留意し、

すべての関係者の最善の利益と一致する方法でこれらの問題を解決するためには継続的な社会適応が必要であることを認め、



これらの問題について、政府及び民係のあるすべての公私の団体が広く社会的、経済的及び法律的な観点から考慮を払う必要があることを自覚し、

この会期の議事日程の第五議題である家庭責任をもつ婦人の雇用に関する提案の採択を決定し、

この提案が勧告の形式をとるべきであることを決定して、

次の勧告（引用に際しては、千九百六十五年の雇用（家庭責任をもつ婦人）勧告と称することが出来る。）を千九百六十五年六月二十二日に採択する。

総会は、各加盟国が国内事情の許す限り完全にかつすみやかに次の規定を適用すべきことを勧告する。

I 一般原則

1 権限のある機関は、関係のある公私の団体、特に使用者団体及び労働者団体と協力して、かつ、国及び地方の必要及び可能性に従つて、次のことを行なうべきである。

(a) 家庭責任をもつ婦人で家庭を離れて労働するものが、差別待遇を受けることなく、かつ、千九百五十八年の差別待遇（雇用及び職業）条約及び国際労働総会によつて採択された婦人に関する他の基準に定める原則に従つて労働する権利を行使することが出来るように適当な政策を追求すること。

(b) 婦人が家庭と労働とに対する各種の責任を調和的に果たすことができるような施設の発展を奨励し、促進し、又は自ら行なうこと。

Ⅱ 公衆に対する情報及び教育

2 権限のある機関は、関係のある公私の団体、特に使用者団体及び労働者団体と協力して、次のことを行なうために適当な措置を執るべきである。

(a) 家庭責任をもつ婦人労働者が権利の平等の基礎に立つて労働力に効果的に統合されることを援助するため、これらの労働者の問題について必要な考慮を払うことを奨励すること。

(b) 効果的な政策及び措置の基礎となる客観的な情報を提供するため、家庭責任をもつ婦人労働者の雇用の各種の側面に関して必要かつ実行可能な調査を実施し、又は促進すること。

(c) これらの労働者が家庭と労働に対する責任を果たすことを援助するために役だつ政策及び意見を共同社会の内に育成するため、これらの労働者に関する問題についての公表の理解を広めること。

Ⅲ 児童保育の業務及び施設

3 婦人労働者が労働と家庭とに対する責任を果たすことを援助するために必要な児童保

育の業務及び施設の範囲及び性格を決定するため、権限のある機関は、関係のある公私の団体、特に使用者団体及び労働者団体と協力して、かつ、情報の収集のために自己が有する資源の範囲内において、次のことを行なうために必要かつ適当な措置を執るべきである。

(a) 就職しており又は求職している母親の数並びにその子供の数及び年令に因して十分な統計を収集し、かつ、刊行すること。

(b) 特に地方共同社会において行なわれる組織的な調査によつて、家庭の外における児童保育のためいかなる措置が必要とされかつ選択されるかを確認すること。

4

権限のある機関は、関係のある公私の団体と協力して、児童保育の業務及び施設がこのようなにして明らかにされた必要及び選択に適合することを確保するため適当な措置を執るべきである。この目的のため、権限のある機関は、国及び地方の事情及び可能性を考慮して、特に次のことを行なうべきである。

(a) 児童保育の業務及び施設の組織的な発展のための計画を特に地方共同社会において樹立することを奨励し、かつ、容易にすること。

(b) 十分な数のかつ適当な児童保育の業務及び施設（この業務及び施設は、合理的な料金又は必要な場合には無料とし、弾力的に運営され、かつ、年令を異にする児童及び

その働く両親の必要を満たすものとする。一の提供を奨励しかつ容易にするとともに自ら組織すること。

5 児童の健康及び福祉を保護するために、

(a) すべての型の児童保育の業務及び施設は、権限のある機関により定められかつ監督される基準に従うべきである。

(b) 前記の基準は、提供される業務及び施設の設備及び衛生条件並びに職員の数及び資格を特に規定すべきである。

(c) 権限のある機関は、児童保育の業務及び施設の職員として必要な者に対し各種の段階において十分な訓練を提供し、又はその提供を援助すべきである。

6 権限のある機関は、関係のある公私の団体、特に使用者団体及び労働者団体の協力及び参加の下に、働く両親が児童保育の業務及び施設に対して有する特別の必要を満たすために払われる努力に対して公衆の理解及び支持を得ることを援助すべきである。

N 就職及び再就職

7 権限のある機関は、家庭責任をもつ婦人が労働力に統合され、労働力として存続し、又は再就職することができるよう、千九百六十四年の雇用政策条約及び千九百六十四年の雇用政策勧告に従うすべての措置を執るべきである。

8

家庭責任をもつ婦人が平等の立場に立つて労働力に統合されることができ、かつ、これらの婦人の訓練又は比較的長期間の雇用の後の再就職を容易にするために、制限のある機関は、関係のある公私の団体、特に使用者団体及び労働者団体と協力して、次のことを行なうために国内事情の下で必要なすべての措置を執るべきである。

(a) 性に基づいていかなる形式の差別待遇もなしに少女に対し一般教育、職業指導及び職業訓練を提供すること。

(b) 少女が将来の職業生活の基礎として確固たる職業準備を習得することを奨励すること。

(c) 少女に確固たる職業準備を与えることが必要なことについて両親及び教育者を納得させること。

9 (1) 制限のある機関は、関係のある公私の団体と協力して、かつ、国の必要及び可能性を考慮して、特に家庭責任のためにこれまでしていたことのない婦人の就職又は同じ理由で比較的長期間にわたつて雇用市場から離れていた婦人の再就職を容易にするために必要な業務を提供し、又はその提供を援助すべきである。

(2) 前記の業務は、すべての労働者のための脱存の業務の範囲内に、又はこのような業務がない場合には国内の条件に適した方法で、組織すべきである。これらの業務は、

十分な助言、情報及び紹介の業務を含むべきであり、また、前記の婦人の必要を満たしかつ年令に因する差別なしに利用しうる十分な訓練及び再訓練の施設を提供すべきである。

(3) 前記の業務及び施設は、これらの婦人労働者の特別の必要並びに経済的及び技術的發展の必要及び傾向の變化に正しく適応することを確保するために絶えず検討されるべきである。

10 (1) 出産に起因する家庭責任のため、法律又は慣行によつて確立された出産休暇の通常の間が経過した直後に職場に復帰することのできない婦人については、その雇用を失わせることなく、かつ、その雇用から生ずるすべての権利に十分な保護を与えて、休暇期間を合理的な期間延長するため、適当な措置をできる限り執るべきである。

(2) 前記の婦人は、出産後雇用が終了される場合には、千九百六十三年の雇用終了勧告により労働力の消滅のため雇用を終了された労働者に適用される規定に従つて、再雇用について考慮されるべきである。

V 雑則

11 (1) 必要な限度まで、関係のある公私の団体、特に使用者団体及び労働者団体は、婦人労働者が労働と家庭とに対する責任を果たすことをこれらの労働者の雇用及び昇進の

機会をそこなうことなしに援助するため他の措置を執り、及び他の行動を促進するにあたり権限のある機関と協力し、かつ、相互に協力すべきである。

(2) この点に關して、地方の必要がありかつ可能であるときは、公共輸送機関の組織化、労働時間と学校及び児童保育の業務又は施設の時間と調節並びに家事を単純化しかつ軽減するため必要な施設の低廉な料金による提供のような家庭責任をもつ婦人労働者に特に關係のある事項に注意を払うべきである。

12

公の機関により又はその監督の下に運営され、かつ、家庭責任をもつ婦人労働者に堪して合理的な料金による資格のある者の援助を必要な場合に供与する家庭援助業務を發展させるために特別の努力を払うべきである。

2-3-35



婦勞弁才24号

昭和40年11月8日

各婦人少年室長殿

婦人少年局
婦人労働課長

ILOの「家庭責任をもつ婦人の雇用に関
する勧告（弁23号）の送付について。

昭和40年10月27日付、婦弁才393号で指示のあつた「母子労働者の取業と家庭責任について」の弁1次調査」結果にもとづく懇談会の参考資料として、1965年の弁49回ILO総会で採択された標記勧告の假訳を送付します。この勧告の要旨は下記の通りです。調査結果の説明にあつて、婦人労働者をめぐる社会的情勢の変化を述べる際、この勧告が採択されたこととその概要にふれて下さい。

記

1. 勧告の採択の経過

- 1) ILOでは、1964年のオ48回総会において、「変化する世界における婦人の労働者」の問題を議題の一つとしてとりあげ、婦人の雇用に関する種々の問題を検討したが、特に家庭責任をもつ婦人の増大という事実に伴ない、これらの人々の雇用に関する新しい勧告が必要であるという認識のもとに勧告案を作成し、翌年の総会の議題とすることとした。

(「婦人と年少者」1964年8号参照)

- 2) 翌年即ち1965年オ49回総会において、この勧告案が討議、採択され、6月22日正式にILOオ123号勧告として成立した。

(「婦人と年少者」1965年8号参照)

2. 勧告内容の要点

1) 前文

多くの国で、家庭の外で働く婦人の数が増加し、労働力の重要な要素となつていくこと。これらの婦人の多くが、家庭と労働とに対する二重の責任を調和させるために特殊な問題に直面していること。これらの問題の多くは

その家庭、他の労働者および社会全体にも関係するものである。また労働時間の短縮のようなすべての労働者に影響する措置によつて相当に緩和できること。

これらの問題について政府および関係のあるすべての公私の団体が広く社会的、経済的、法律的観点から考慮を払う必要があること等に留意してこの勧告を採択する。

(2) 一般原則

家庭責任をもつ婦人労働者が差別をうけることなく、家庭と労働に対する責任を調和的に果たすことができるよう必要な諸施策を講ずること。

(3) 公衆に対する情報および教育

これらの労働者の問題に關する調査を行ない、公衆の理解を玄めるための広報活動を行なうこと。

(4) 児童保育の業務および施設

児童保育のための業務および施設の必要性を明らかにし、その確保をはかること。児童の健康および福祉を保護するため、その施設や職員について規制を行なうべきこと。

(5) 就労および再就労

将来就業につく少女の就業教育、家庭責任のため雇

用市場から齧れている婦人に対する業務及び訓練の枠会を
提供すべきこと。 通常の出産休暇後の保護についてさら
に考慮すべきこと。

(6) 雑 則

(附)

10月30日付、「調査結果概要の誤り訂正」に伴ない、婦弁
才393号通達の 4 の D を次のように訂正して下さい。

「家庭責任をもつ女子労働者の過半数が」を「家庭責任を
もつ女子労働者の相当多数が」とする。